

品種登録の取消しと行政事件訴訟法



弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士・弁理士 松本 好史

大阪地裁平成27年9月17日判決（平成26年（行ウ）第212号）
大阪高裁平成28年4月8日判決（平成27年（行コ）148号）
裁判所ホームページ

第1 事案の概要

1 行政不服審査法は、行政処分に対する不服申立てとして異議申立て及び審査請求の手続きが規定されていたが、平成26年に改正され（平成26年法律第68号）、異議申立て手続きが廃止されて審査請求に一元化されている（平成28年4月1日施行）。それに伴い、種苗法も審査請求の期間制限の適用を排除する規定に改正されている。

本件は、行政不服審査法改正前の事件であり、品種登録処分に対する異議申立て（旧・行審6条、種苗旧51条）の棄却決定を受けた原告が品種登録処分の違法を理由として決定の取消しを求めた事件である。

2 種苗法は、品種登録が区別性、均一性、安定性等の品種登録要件（種苗3条1項等）に違反して登録された場合、農林水産大臣が職権で品種登録を取り消さなければならない旨を定めている（種苗49条）。

他人の品種登録の取消しを求める第三者は、旧行政不服審査法の異議申立てを行うことになるが、旧種苗法51条1項により、通常の異議申立期間が経過した後であっても異議申立てができる。

一方、処分取消訴訟については、処分又は裁決があったことを知ったときから6か月を経過したとき又は処分又は裁決の日から1年の出訴期間（行訴14条1項、2項）が定められているが、異議申立てと異なり、種苗法には、この規定を排除する規定はない。そのため、品種登録処分の取消訴訟は出訴期間の制限を受けることになり、出訴期間経過後は処分取消訴訟を提起できないことになる（ただし、行訴14条3項）。

また、行政事件訴訟法は、処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求（異議申立て）を棄却した裁決（決定）の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決（決定）の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない（行訴10条2項）

と定めている。種苗法は、特許法と異なり（特許178条6項、裁決主義）、品種登録処分に対する取消訴訟が認められている。

したがって、品種登録処分に対して、品種登録要件を欠くことを理由として異議を申し立てた者が異議申立てを棄却された場合に、裁決取消訴訟において主張できるのは決定固有の瑕疵であって、品種登録処分の瑕疵を主張することはできないことになる。

3 本件で異議申立てがなされたのは、品種登録処分の出訴期間経過後であり、異議申立ての棄却決定を受けて、本件訴訟が提起されたが、本件訴訟において、品種登録処分の違法性を主張できるかが争点となった。

原審は、行政事件訴訟法14条3項に基づき、別途、品種登録処分に対する取消訴訟を提起して主張すべきと判断した。

控訴審では原審の判断を認めているため、本稿では原審判決を取り上げる。

第2 原審判決の概要

1 行政事件訴訟法の出訴期間制限規定

「行訴法14条は、取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から6か月を経過したとき又は処分又は裁決の日から1年を経過したときは提起することができないとしつつ（1項及び2項。以下「本来の出訴期間」という。）、処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合等において、審査請求があったときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、これに対する裁決があったことを知った日から6か月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができないと定めている（3項）。そして、ここにいう「審査請求」には「異議申立て」が含まれ、裁決には「決定」が含まれる（同法3条3項）。他方、行服法45条、及び同法48条が準用する同法14条3項は、異議申立期間の制限を定めるが、種苗法51条1項は、品種登録についての異議申立てについて、これらの期間制限規定の適用ないし準用をしない旨を定めている。これらの規定からすると、被告が主張するとおり、品種登録について適法な異議申立てがされ、これを棄却する旨の決定がされたときは、当該異議申立てをした者については、行訴法14条3項により、決定があったことを知った日から6か月を経過するまで又は当該決定の日から1年を経過するまでは、原処分である品種登録の取消訴訟を提起することができる」と解される。」

2 種苗法51条1項の趣旨と品種登録処分の出訴期間

「種苗法51条1項が、品種登録に対する異議申立てについて期間制限を設けないこととした趣旨は、品種登録によって、育成者権者は、品種登録の日から25年間又は30年間という長期間にわたり、登録品種等につき業として利用する権利を専有するとされるところ（種苗法19条、20条1項）、①育成者権者は、育成者権の存続期間の満了後であっても、権利の存続期間中の侵害行為に対して損害賠償請求等を行うことが可能であることや、当該侵害行為については刑事罰の対象となるので、侵害者とされた者は、通常の異議申立期間の経過後であっても異議申立てを行うことができるようにしておく必要があること、②品種登録の要件を満たさない品種が品種登録されている場合、第三者は、本来自由に当該品種を利用することができるはずであるのに、その利用が不当に制限されることとなり、そのような品種登録によって不利益を受ける者がいる限り、これを取り消すことができるようにしておくことが、違法な処分から国民の権利利益を救済し、行

政の適正な運営を確保するという行服法の目的に合致すること、③特許法における無効審判制度には、審判の期間制限がないこと等によるものである。

ところで、育成者権と同様に、特許権は、設定登録により、特許出願の日から20年間にわたり、業として特許発明の実施をする権利を専有するとされているが（特許法67条、68条）、上記の①及び②と同様の趣旨から、上記③のとおり、特許要件を欠く特許がされた場合に、期間制限のない特許無効審判制度を設ける（同法123条）とともに、その審決に不服があるときは、審決後一定期間内に審決取消訴訟を提起して司法審査の対象とし得ることとし（同法178条）、審決取消訴訟においては、いわゆる裁決主義を採用して、原処分である特許自体の取消訴訟を許さない反面、特許の無効事由については、審決取消訴訟で主張し得ることとしている（同条6項）。そして、このような定めは、同様の独占権である実用新案法及び意匠法においても設けられている。

これらのことからすると、種苗法51条1項は、育成者権が特許権等と同様の長期間にわたる強力な独占権であり、第三者の権利利益に与える影響が大きいことから、品種登録に対する異議申立てに、特許無効審判に類似した機能を持たせる趣旨であると解される。そして、この趣旨からすると、特許権の場合と同様に、異議申立てに対する決定に不服がある場合には、本来の出訴期間経過後であっても、品種登録の違法を司法審査の対象とし得るのでなければ、第三者の権利利益の保護として十分とはいえない。本来の出訴期間経過後の第三者の権利利益の保護としては、品種登録の無効確認の訴えによることも考えられるが、そのためには、品種登録に重大かつ明白な瑕疵があることが必要となる（最高裁判所昭和36年3月7日判決・民集15巻3号381頁参照）ことから、第三者の救済として必ずしも十分でないというべきである。

以上を勘案すると、種苗法は、本来の出訴期間を定めた行訴法14条1項及び2項を適用しない旨の規定を置いていないものの、他方で、同条3項を適用しない旨の規定も置いていないことから、むしろ、同条3項の適用により、品種登録についての異議申立てを棄却する決定があった場合に、本来の出訴期間に関わりなく、原処分である品種登録の取消訴訟も提起し得ることとする趣旨であると解するのが相当である。」

3 種苗法と裁決主義

「また、第三者の権利利益の保護は、原告が主張するように、本来の出訴期間の経過後は異議申立てを棄却する決定に対する裁決取消訴訟のみが認められると解した上で、その裁決取消訴訟において原処分の違法も取消理由として主張し得ると解することによっても、同じように図ることはできる。

しかし、このように解する場合には、種苗法が、本来の出訴期間の経過後はいわゆる裁決主義を採用したと解することになるが、種苗法が特許法のような裁決主義を一般に採用しているとは解されないことと整合せず、採用できない。」

第3 研究

1 本判決の意義

本判決は、無効審判制度を持たない種苗法において、瑕疵ある品種登録処分に対する行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく不服申立てについて、新たな判断を示した判決であり、種苗法の趣旨について踏み込んだ判断をしたうえで、行政事件訴訟法の出訴期間規定を解釈した判決として評価できるものである。

一方で、品種登録制度の運用からみて、さらに検討を要する事項も含むものではないかと思われる。

以下において、本判決の前提となった異議申立てについて概要を紹介したうえで、本判決の判断についての若干のコメントを加えながら、検討してゆきたい。

2 異議申立ての概要

(1) 異議申立人の主張

判決文によれば、異議申立人は、①登録品種が出願日以前に日本国内又は外国において公然知られた他の種である「タケシマキリンソウ」と特性の全部又は一部によって明確に区別ができず、種苗法3条1項1号の明確区別性の要件を欠いていること、及び、②登録品種は、母親（父親は不明）とされているキリンソウと形状やDNA塩基配列等で明確な相違があり、別種を親として区別性が認められ品種登録されたとすると大きな問題であると考えられることを主張している。

(2) 決定の概要

異議申立てを棄却した決定の理由は、①の区別性については、異議申立人が添付している証拠は、いずれもタケシマキリンソウの「種」に関する記述にとどまり、タケシマキリンソウ種に属する特定の「品種」が公然知られていたことを示すものではないこと、異議申立人が実施した特性調査に供試したタケシマキリンソウは、異議申立人がタケシマキリンソウ種として購入した変異の多い集団の中から、特定の系統を選んだものとされているが、タケシマキリンソウには系統が複数存在すると考えられるから、「タケシマキリンソウ」という名称で流通する植物の集団が存在していたとしても、そのことから、「タケシマキリンソウ」の複数の系統の中の特定の系統が流通していたとは言えないこと、及び、異議申立人は、本件処分がなされた後に購入した集団の中から、供試した系統を選定しているのであるから、当該系統が「トットリフジタ1号」及び「トットリフジタ2号」の品種登録出願の前に公知であったとまではいえないこと等から区別性の欠如という異議理由を認めなかった。また、②の主張に対して、品種登録制度における区別性の判断は、出願品種の特性に基づき行うものであり、当該出願品種の親となった植物の情報は判断の根拠としていないことから、「トットリフジタ1号」及び「トットリフジタ2号」の母親の品種が品種登録願に記載された品種と異なる疑義があることをもって、「トットリフジタ1号」及び「トットリフジタ2号」の品種登録における区別性の判断に問題があるとするのは失当である、として異議申立てを棄却した。

3 品種登録処分に対する不服申立て

異議申立ての棄却決定を受けて、異議申立人が当該決定の取消しを請求したのが本件である。

まず、「原審判決の概要」2で、本判決が特許法と比較して種苗法の品種登録制度の趣旨を詳細に判断しており、その判示に特段異論はない。

そして、本判決が「育成者権が特許権等と同様の長期間にわたる強力な独占権であり、第三者の権利利益に与える影響が大きいことから、品種登録に対する異議申立てに、特許無効審判に類似した機能を持たせる趣旨であると解し、特許権の場合と同様に、異議申立てに対する決定に不服がある場合には、本来の出訴期間経過後であっても、品種登録の違法を司法審査の対象とし得るのでなければ、第三者の権利利益の保護として十分とはいえない。」と判示したことは評価される。

ただし、次項以下で検討するとおり、育成者権を特許権と同様に考えるのであれば、行政事件訴訟法の適用関係については、本判決の解釈では十分な保護にはやや足りないのではないかとの

懸念がある。

4 行政事件訴訟法14条3項の適用について

(1) 本判決の判断

「原審判決の概要」1では、行政事件訴訟法の出訴期間の制限のために品種登録処分の取消訴訟が制限される場合でも、種苗法51条1項により期間制限なく異議申立て(現行法では審査請求)ができることから、異議申立てをした者は、行訴法14条3項により、決定があったことを知った日から6か月を経過するまで又は当該決定の日から1年を経過するまでは、原処分である品種登録の取消訴訟を提起することができる」と判示している。

この点について、原告は出訴期間を徒過した場合に行政事件訴訟法10条2項が適用されず、本件訴訟において品種登録処分の瑕疵も主張できる旨主張したが、被告は、同項の適用を受けることから本件訴訟では、異議申立て手続きの瑕疵のみを主張できる旨主張して争った。

本判決は、被告の主張と同じく、本件において、行政事件訴訟法10条2項が適用される旨を判示しつつ、行政事件訴訟法14条3項の適用も認めた。

(2) 本判決の問題点－出訴期間制限の不合理性

本判決の判断によれば、種苗法が裁決主義(原処分に対して出訴を許さず、裁決を経た後に裁決に対してのみ出訴を許す考え方)を採用していないことから、異議申立て(現行法は審査請求)を経ずに品種登録処分の取消請求を提起できるとしているが、品種登録処分の取消しを求める者は、品種登録処分があったことを知ったときから6か月又は品種登録処分の日から1年の出訴期間の制限を受けることになる(行訴法14条1項)。

品種登録制度に行政事件訴訟法が適用される以上、本判決の判断はやむを得ないものと思われる。しかし、品種登録処分について、出訴期間制限の適用を受けることが妥当であるかどうかは疑問がある。

品種登録された品種が区別性等の品種登録要件を具備しているかどうかを検討するためには、DNA分析で品種の同一性が判断できる場合は格別、そうでない場合は、現物主義の考え方では、当該品種を区別性等が疑われる品種と比較栽培して検討する必要があるが、特性表主義でも当該品種の特性表を取得して同様の栽培試験を行う必要があるが、登録品種の特性が1年に一度しか確認できないような場合は、栽培試験を行っているうちに出訴期間を徒過することになるし、均一性や安定性については2～3年の栽培が必要とされる場合もあるので、それだけで出訴期間を徒過することになる。そのような場合には、行政事件訴訟法の出訴期間内に品種登録処分の取消しを請求することは事実上不可能となり、品種登録処分を争う者にとって酷な結果となる。

このような事実を鑑みれば、本件において、行政事件訴訟法10条2項の適用を排除し、品種登録処分の瑕疵も主張できると解することができないだろうか。

また、種苗法の育成者権について、行政法律関係の安定、行政の円滑な運営と瑕疵ある独占権からの救済の必要性を比較衡量する点では特許法と同様に考えられるため、行政事件訴訟法の出訴期間を排除する規定を創設すべきではないかとも思われる。

(3) 本判決の問題点－裁決固有の瑕疵

本判決は、行政事件訴訟法10条2項の適用を認め、本件では異議決定固有の瑕疵のみが主張できるとの判断をしている。

この点に関し、原告は、異議申立て手続きにおいて、育成者でない者を育成者としたことを取消事由とする主張をしていたが決定に判断遺脱があった旨を主張した。本判決は、本件異議申立書の理由書の記載を根拠に育成者でない者を育成者とした種苗法3条1項柱書き違反を取消理由

とする記載は認められないと判断して原告の主張を排斥している。

本件では、品種登録処分の瑕疵が争いのすべてといっても過言ではなく、訴訟において、異議申立て手続きの瑕疵はほとんど問題にならなかったと推測される。このような場合に、品種登録処分の瑕疵を争うためには、本件訴訟を提起したうえで、行政事件訴訟法14条3項に基づき、品種登録処分の取消訴訟を提起したうえで争わなければならないことになるが（本判決が同項の適用を認めたことは評価できるものの）、これは品種登録処分の瑕疵を争う者にとって、過重な負担を強いることにならないだろうか。

(4) 本判決の問題点－行政事件訴訟法14条3項の趣旨

行政事件訴訟法14条3項の趣旨は、審査請求の裁決が出るまでの間に処分等の取消訴訟の出訴期間が経過し、裁決の後に取消訴訟によって処分を争うことができなくなるのが不合理であるため、裁決があるまでは出訴期間を進行させず、裁決を待って処分等の取消訴訟を提起できるようにした規定とされている。

本件は、異議申立て以前に品種登録処分の出訴期間が経過した事案であり、決定が出るまでの間に処分等の取消訴訟の出訴期間が経過した場合ではなく、本条が予定する不合理な場合に該当しない。

本判決が本条の適用を認めたのは、上記「原審判決の概要」2で掲げたとおり、「品種登録の要件を満たさない品種が品種登録されている場合、第三者は、本来自由に当該品種を利用することができるはずであるのに、その利用が不当に制限されることとなり、そのような品種登録によって不利益を受ける者がいる限り、これを取り消すことができるようにしておくことが、違法な処分から国民の権利利益を救済し、行政の適正な運営を確保するという行服法の目的に合致する」との判断があるためと思われる。

そうだとすると、行政事件訴訟法14条3項に基づく救済はやや不十分ではないだろうか。むしろ、同法10条2項の解釈として、実質上、品種登録処分の違法性を出訴期間内に争えないことから、同項が適用されないと実質的に判断してもよいのではないだろうか。

5 裁決主義

(1) 本判決の判断－裁決

「原審判決の概要」3では、取消訴訟の出訴期間経過後は、行政事件訴訟法10条2項に基づき、裁決取消訴訟において原処分の違法も取消理由として主張し得るとの原告の主張を種苗法が特許法のような裁決主義を一般に採用しているとは解されないとの理由から否定している。

(2) 本判決の問題点

本判決が指摘するとおり、種苗法は、裁決主義を採用していないため、行政事件訴訟法10条2項の通説的解釈に基づいて原告の主張を排斥しているが、前述のとおり、品種登録処分については、行政事件訴訟法の出訴期間内に違法性を争うことが困難であることが多く、そのような場合には実質的に「処分の取消しの訴え」を提起することができない場合に該当すると解し、裁決取消訴訟において、品種登録処分の違法性の主張も認めることができないだろうか。

6 終わりに

本判決は、行政事件訴訟法の枠内で品種登録処分の違法性を争う途を残した裁判例として評価されるべきであるが、一方で、前述のとおり、その救済はやや不十分ではないかと思われるところもあり、品種登録制度の健全な発展のために、今後の議論の展開を期待したい。

以上